

利用会員制度の創設について

自立資金貸付事業を除く、本機構の事業を利用できる利用会員制度を新たに設ける。

- 1 利用できる事業は、①住宅貸付事業、②法務相談事業、③機構が開設する自立支援に関する講座、④各種情報提供、⑤各種調査研究、⑥その他理事会が適当と認める事業 とする。
- 2 利用会員は、千葉県児童福祉施設協議会に加盟している施設であること。
- 3 利用会員の会費は、年 1 万円とする。
- 4 利用会員になる場合は、別添の申込書により、会費を添えて、本機構の理事長に申し込むこと。